

## 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事務局規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約第13条第3項の規定に基づき、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項。

### (組織及び分掌事務)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班及び調整班を置く。

2 班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

### (職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、班長、その他必要な職員を置く。

2 前項に規定する事務局の職員（以下「職員」という。）は、協議会の会長（以下「会長」という。）が任命する。

3 第1項に規定する職員は、石狩市、厚田村及び浜益村（以下「関係市村」という。）の職員をもって充てる。

4 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて北海道職員の派遣を要請することができる。

### (職員の職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 班長は、分掌事務を総括管理する。

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

### (決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

### (専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の運営に係る基本方針に関すること。
- (2) 物品の購入その他契約の締結及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇並びに時間外勤務命令及び旅行命令に関すること。
- (4) 関係市村との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、軽易な事項に関すること。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 会長、副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

(情報公開の取扱い)

第9条 協議会が保有する情報に係る取扱いについては、石狩市の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途、員数及び保管責任者は、別表第2のとおりとする。

(職員の服務)

第11条 職員の服務及び勤務条件については、関係市村の事務従事の例によるものとする。

ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間については、石狩市の例によるものとする。

(職員の給与等)

第12条 職員の給与については、それぞれが所属する市又は村の負担とする。ただし、市町村合併協議会に係る北海道職員派遣要綱に基づく職員の給与等の負担については、市町村合併協議会に係る派遣職員の身分取扱い等に関する協定書によるものとする。

2 職員の旅費については、石狩市の例により協議会が支給する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

班	分 掌 事 務
総 務 班	(1) 庶務及び会計に関すること (2) 協議会の会議に関すること (3) 合併に関する資料の編さん・調整等に関すること (4) 国及び北海道との連絡調整に関すること (5) 協議会予算に関すること (6) その他他の班に属さないこと
計 画 班	(1) 新市建設計画に関すること (2) 財政計画に関すること
調 整 班	(1) 各種事務事業の取扱い及び調整に関すること

別表第2（第10条関係）

1 名 称	石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会長印	石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会長職務代理者印	石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事務局長印
2 ひ な 型	石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会長印	石狩市・厚田村・浜益村合併協議会職務代理者印	石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事務局長印
3 寸 法	24mm×24mm	24mm×24mm	24mm×24mm
4 書 体	てん書	てん書	てん書
5 用 途	会長名をもって発する文書	会長職務代理者名をもって発する文書	事務局長名をもって発する文書
6 員 数	1	1	1
7 保管責任者	事務局長	事務局長	事務局長